

第 8 6 9 回

定例教育委員会会議録

日 時 令和 2 年 3 月 2 6 日（木） 9 : 3 0 ~

場 所 益田市役所 第 1 会議室

益田市教育委員会

第 8 6 9 回 教育委員会定例会

招集年月日 令和 2 年 3 月 2 6 日（木） 9 時 3 0 分～

招 集 場 所 益田市役所 第 1 会議室

議 事 日 程

第 1 会議録の承認

第 2 教育長報告

第 3 議題

議第 8 号 益田市教育委員会任用職員就業規則の一部改正について

議第 9 号 益田市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について

議第 10 号 益田市立小中学校管理規則一部改正について

議第 11 号 専従申請に対する許可について

報第 6 号 新型コロナウイルスの対策について

報第 7 号 益田市立中西小学校の改築について

報第 8 号 学校施設の整備状況について

報第 9 号 中須東原遺跡・大元古墳群の国史跡指定について

報第 10 号 益田市立歴史民俗資料館の検討状況について

報第 11 号 令和元年度 3 月益田市一般会計補正予算について

報第 12 号 第 5 3 9 回益田市議会定例会一般質問について

報第 13 号 令和 2 年度益田市一般会計予算について

第 4 その他

(1) 情報提供

- ・ 中間支援組織の設立について

(2) その他

- ・ 社会教育施設の人員体制について
- ・ 人事異動について

出席者

教育委員会

教 育 長
教 育 委 員
教 育 委 員
教 育 委 員
教 育 委 員

柳 井 秀 雄
中 野 純
舟 橋 道 恵
村 上 三恵子
梅 津 富美子

事務局職員

教 育 部 長
ひとづくり推進監
教 育 総 務 課 長
文 化 財 課 長
学 校 教 育 課 長
学 校 教 育 課 参 事
社 会 教 育 課 参 事
人権・同和教育推進室長
教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 主 査
教 育 総 務 課 係 長
社 会 教 育 課 係 長
教 育 総 務 課 主 任

野 村 美 夜 子
大 畑 伸 幸
山 本 裕 士
木 原 光
田 原 啓 文
森 脇 達 也
岡 崎 賢 一
石 田 公
山 本 浩 二
齋 藤 勝 義
北 村 幸 也
田 淵 竜 司
中 島 光太郎
中 田 香 織

柳井教育長 それでは、定刻となりましたので、第869回益田市教育委員会定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

第1 会議録の承認

柳井教育長 会議録の承認につきましては、先ほどご承認いただきました。

第2 教育長報告

柳井教育長 続きまして、教育長報告をさせていただきます。

今回コロナウイルス対策の関係でいろいろな行事の出席が少なくなっております。

そういった中で、4日から6日まで市議会において一般質問がありました。この件については、この後部長から説明があります。

また、25日になりますが、ANA総合研究所の訪問がありましたが、益田市が日本遺産を目指しているということで、協力ができることがあればということでお話しをいただきました。

柳井教育長 それでは、この件についてよろしいでしょうか。
教育委員 =全員了承=

第3 議題

○議第8号 益田市教育委員会任用職員就業規則の一部改正について

柳井教育長 それでは、これから第3の議題に移らせていただきます。

議第8号益田市教育委員会任用職員就業規則の一部改正について、事務局よりお願いします。

山本補佐 本改正でございますが、これは平成29年5月17日に地方自治法の改正がございました。この地方自治法の改正におきましては、これまで非常勤職員、あるいは常勤でも任期の定めがある職員につきましては、臨時職員ですとか嘱託職員といった形で雇用しておりましたが、これを今後は会計年度任用職員という形で整理するという改正でございました。これがこの4月1日から施行されることから、本規則改正を行おうとするものでございます。

お手元の議案に現行の任用職員就業規則をつけておりますが、例えば第2条の任用というところで、各市長部局の規則を使いますということで、準用する条例規則等が書かれております。第3条では服務、第4条では労働時間、休憩時間といったように続いていくわけでございますが、ほとんどが教育委員会の任用においても市長部局の定めを使うというのがこれまでの規則でございました。

さきに申しましたように、臨時職員あるいは嘱託職員といったカテゴリーがなくなるとしたことから、今回の規則改正でございますが、規則改正案に戻りますと、労働基準法第89条の規定に基づき定めるということが第1条に掲げてありますが、第2条において任用等の原則といたしまして、職員の任用並びに服務、勤務時間、休日及び休暇、賃金その他就業の条件は、次の定めるもののほかは全て市長部局のものを使いますという形でサンプルにまとめました。実際に教育委員会での任用におきましては、市長部局と異なる条件で任用している案件は一件もありません。人事当局と協議いたしまして、市長部局の例によるという形で、教育委員会でも同じ条件で雇用し、また勤務していただくという形の整備を図ろうとしております。

ただし、次に定めるもののほかと申し上げましたが、第3条のところで勤務時間の特例としております。

表を見ていただきたいのですが、所属、括弧のところを読みますと、「小中学校に勤務する職員に限る。」としておりますが、小中学校に勤務する学校施設主員におきましては、勤務時間は一緒でございますが、その中での始業と終業時間は学校ごとに異なっている者がおります。学校の登下校の関係から、我々の午前8時半から午後5時15分までの勤務よりは早く始まって早く終わるというのが現行でございますので、これを包含できるような規定を特別の規定として第3条を設け、別表で規定をしているところでございます。

規定の仕方としては、その表にありますとおり、学校の事情を酌んだものを認めるとした形にしております。最終的には、これに規定し切れない場合は別に教育委員会で決めたいとするところを第4条で規定をしようとするものでございます。

これにつきましては、労働条件の変更等にも当たりますので、労働組合の意見等も聴取し、最終的には労働基準監督署に届けることといたしております。

規則改正の概要についての説明については以上です。よろしくお願いいたしますします。

柳井教育長
中野委員

この件についていかがでしょうか。

休憩時間の考え方ですが、累積1時間という形で捉えてよろしかったですか。

山本課長補佐

お答えします。総体としては1時間ありますが、まとまった時間としては必ず45分はとるように規定いたしております。

中野委員

ありがとうございます。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件について承認いただける方は挙手をお願いします。

＝全員挙手＝

○議第 9 号 益田市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について

柳井教育長 それでは続いて、議第 9 号益田市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定についてお願いします。

山本補佐 今回のこの計画策定の背景といたしましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律というのが昨年 6 月 14 日に公布されました。6 月 7 日の国会の可決を受けまして、6 月 14 日に公布されました。これの施行期日、効果を発するのがこの 4 月 1 日ということで定められました。大変急な法改正でございました。

 この法の内容につきまして、2 つの項目でご説明申し上げますと、まずは 1 番といたしまして、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置について規定されました。

 (1) でございますが、地方公共団体の責務規定の改正としまして、一部略しておりますが、地方公共団体はみずから率先して障がい者を雇用するよう努めなければならないということで、責務規定が設けられました。

 (2) でございますが、障害者活躍推進計画を策定して計画をつくりなさいという規定が設けられました。

 第 7 条の 3 第 1 項におきまして、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成しなければならないと規定されたところでございます。②でございますが、計画においては、計画期間、達成しようとする目標、取組内容、実施時期を定めるもので、③におきましては、計画を作成したら職員に周知をなさい。④におきまして、また計画を作成したときはこれを公表しなさい。⑤におきましては、毎年少なくとも 1 回は取組状況を公表しなさいというところを規定されたところでございます。今回の計画策定は、この規定に基づいて行おうとするものでございます。

 あわせて、法の内容では、(3) で任免に関する状況などを公表しなければならない、つまり雇い入れあるいは退職の状況等を公表しなければならないという状況でございます。

 (4) におきましては、業務等を担当するものを選任しなければならない。これにつきましては、障がい者の雇用の推進に係る者としまして、各機関の人事担当責任者というものを選任しなければならないという手引が示されましたので、益田市教育委員会におきましては教育総務課長を任命しようとする計画の中ではしております。

 また、障がい者職業生活相談員を選任しなければならないとされてはおりますが、これは 5 名以上の障がい者を雇用する場合という規定がございますので、当面は益田市教育委員会におきましては選任しないことと考え

ております。

加えまして、地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置も規定されております。これは何かと申しますと、ご記憶にあるかもしれませんが、国の各機関におきましては障がい者の法定雇用率が各省庁で守られていなかったという事案が当時ございました。障がい者だと思っていた、あるいは手帳の確認等を怠って、以前はそういう話を聞いたことがあるといったような思い込みのケースで計上しており、法定雇用率が実際は達成されていなかったということを今後は防ぐ意味での規定だと説明されております。

措置の内容といたしましては、①に、まずその労働者の方が対象の障がい者であるかどうかの確認については、厚生労働省令で書類が規定されました。具体的には、端的に障がい者手帳を所持していることが要件とされました。②は、これについて適正な確認を行う場合は、国が勧告をすることができると規定されております。③におきましては、その確認書類を各任命権者は保存しなければならない。益田市教育委員会におきましては3名おられます、全ての方と面談を行った上で状況を説明し、ご理解をいただいた上で、コピーを保存させていただくことにしました。④につきましては、そういった状況は適宜報告しなければならないという規定が設けられたところでございます。

計画に返りまして、最後、益田市教育委員会として定めようとしている計画の概要でございますが、計画期間は3カ年間、目標の数値として障がい者の活躍において障がい者の雇用数を増、先ほど申しましたように今3名の障がい者の方がお勤めでございますが、これを3カ年間の間に4名に増やすというのを掲げようとしております。

取組の具体的な概要については、計画の3ページのところに書いてございます。体制の整備あるいは職場環境の整備、職員の採用・育成に当たっての取組、最後は優先調達によって障がい者の職場の確保といいますか、活躍の場の拡大に向けた取組をしたいとする内容を書いております。

途中申しましたように、障がい者雇用推進員は教育総務課長を選任しようとしております。障がい者職業生活相談員については、5名以上の障がい者を雇用する事業所と規定されておりますので、当面は教育委員会においては選任いたしません、教育総務課を障害者相談窓口としてこれを掲げまして、各種相談に当たっていきたいと思っております。

下に参考としておりますが、障がい者の雇用状況として3名と申し上げましたが、身体障害者の方が2名、精神障害の方が1名というのが現状でございます。

計画におきましては、益田市の状況等も示しております。手帳の所持者数という形で示しております。法定雇用率に対しまして実雇用率等も示し

ておりますので、これはまたご一読いただければと思います。

計画の概要についての説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

梅津委員

障がいをお持ちの方の雇用ということですが、手帳を持っておられる方でもいろいろな障がいがあります。軽度の方から重度の方まで幅が広いと思いますが、その枠といったものはあるのでしょうか。

山本補佐

途中申しましたように、今回の計画においての対象となる障がい者の障がいの種別と言ってよろしいのかわかりませんが、身体、知的、精神といったものの区別はございません。法定雇用率等の算定に当たりましては、手帳の所持の有無が要件となりますので、その重度、軽度、確かに1級以上、2級以上、あるいは甲、乙とありますけれど、この計画において区別はないところでございます。

村上委員

短い期間の中でこうした計画を策定するということは大変な作業であったと思っております。

教育委員会部局として計画を出しておられますが、市長部局も同じような形で出ているのかどうかということが1点と、私が少し気になりましたのは、計画書案の3ページのところです。

3ページの2の職場環境の整備というところで、重要事項の伝達にあっては積極的にメモを活用するなどあるのは、限局的なことが書いてあると思いました。さまざまな障がいの方がおられますし、身体も知的も精神も、重度の方もあったり、また発達障害の方もいらっしゃる中で、メモがというのではなく、業務を行うに当たっては障がいの特性に応じた事務の流れや手法を取り入れるというように、むしろシンプルに書かれたほうが当てはまるような感じがすると思いました。

それと、作業マニュアルのカスタマイズ化というのは、障がいのあるなしにかかわらず、誰にとってもわかりやすいものというような意味合いのものと感じましたが、そういったところを少しご検討いただけたらと感じました。

山本補佐

障がい者活躍推進計画をつくりなさいという法改正があったと説明を申し上げました。これにつきましては、全ての任命権者がつくりなさいということでございますので、当然、市長部局もつくります。益田市の関連で申し上げますと、これにあわせまして水道局、農業委員会もつくらなければなりません。今人事と私どもで把握しているのは、この4機関になります。

今回、この計画をつくったのは教育委員会が先でございまして、市長部局は昨日庁内の政策調整会議というところで策定の報告をされたようです。

今、益田市教育委員会で常勤職員の任用はしておりません。市長部局で

雇った職員が出向という形になっているものが大半でございまして、当然障がい者の雇用に当たっても市長部局の意向が大きく反映されるところが現実でございます。ですので、この計画の策定に当たりまして、それぞれが勝手な思いでつくることがないように連携してつくっております。

あと、取組内容でご指摘をいただいた点でございます。2の職場環境の整備のところ、例示といたしまして例えばメモを活用するなど記載しております。

この背景をお話しさせていただきますと、この計画策定に当たりまして3名の障がい者の方全てに計画策定に当たっての意見を聞きました。具体になりますが、校長先生からの朝礼がございまして、いろいろ伝達事項があるが、たくさんのときになるとなかなか、言ってみれば覚え切れない場合もあり自分でメモをとるようにはされておりますが難しいといったところもあります。朝礼での伝達ではなかなかそういったことの一覧のレジメを配っていただくほどでもないといったことですが、特に重要な点についてはそういった配慮があるといいなというご意見を取り入れたところから、これを例示いたしました。少し細かい表現になったかもしれませんが、ご意見が反映されてるということを示したかったものですから、私のほうで記載したところでございます。

作業マニュアルのカスタマイズ化のところについても同様でございまして、まさにこれは障がい者に限ったことではない、健常者にとってもこういったものは必要であるといったことでありますが、その当たり前を実行していきましようという意味でもここに掲げさせていただいたところです。

意図につきましてはそういった背景もございますので、是非その意図をお酌み取りいただいてご了解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

村上委員

計画の策定に当たって、当事者の方も参加する中で策定がされたということは非常によいことであったと思いますし、そういった意見も具体的に反映ができていうところであえてこういった表現をされたということであれば異論はありません。

舟橋委員

小さなことを言いますが、計画期間というところの「3箇年」という表記について、「箇」が漢字になっていて「3」は数字なので、こういう場合はもし可能であれば「3」は漢数字の「三」を書くというふうに決められているように思いますがいかがでしょうか。もし「3」の数字を生かすならば、「か」は平仮名というように表記の決まりがあったと思います。

山本補佐

表記のお話でございますが、手引きを見る限りでは漢数字が見当たりませんので、算用数字を採用したいと思います。「か」の表記につきましては、ご指摘のとおり、平仮名に修正をさせていただきたいと思います。

舟橋委員

ありがとうございます。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件について承認いただけます方は挙手をお願いします。
＝全員挙手＝

○議第 10 号 益田市立小中学校管理規則の一部改正について

柳井教育長

それでは続きまして、議第 10 号益田市立小中学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いします。

田原課長

今回の一部改正につきましては、これまで学校管理規則の中で定めておりました準教科書使用承認申請書というものが学校から市教委へ届く形になっておりましたが、その内容を実態に応じて変更するというものでございます。

まず、改正理由ですが、情報通信技術の進展に鑑みまして、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、それからまた障がいのある児童生徒等の学習上困難を受ける程度を軽減させる必要があると認められるときは教科書にかわるものについて電磁的な教材、デジタル教科書ですが、そういったものを使用できることとして、学校教育法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日から施行されておりました。

教科用図書の代替教材の使用につきましては、各学校において地域や学校及び児童生徒の実態に応じて、校長の責任のもとで判断することになっておりまして、それを市教委に教科書以外の教材の使用について届け出をしてもらい、教育委員会の承認を受けることでその教材を使用することができるということになっているところです。

このたび様式を変更するに当たりまして、これまで道德の教材についてもこの申請書を出してもらう形になっておりましたが、道德の教科化によりまして、道德という文面につきましては外すという形にもなっております。

改正の内容につきましては、資料にありますように第 21 条から第 23 条の内容について変更しております。

それから、様式についても案を示しておりますのでご覧ください。上側がこれまでの申請書の様式になっており、これを下側の新たな様式に変更したいということです。

それでは、今回の一部を改正する規則についてご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

柳井教育長

それでは、この件につきましてご承認いただけます方は挙手をお願いします。

教育委員

＝全員挙手＝

○議第 11 号 専従申請に対する許可について

柳井教育長 それでは続きまして、議第 11 号専従申請に対する許可について、事務局よりお願いします。

山本課長 3 月 24 日付になりますが、益田市職員組合の執行委員長、また専従者であります文化財課佐伯昌俊氏からそれぞれ申請が出されました。これは、地方公務員法第 55 条の 2 の定めに基づいてということになります。当組合の業務に専ら従事するといったことで申請をされております。

つきましては、申請どおり令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間について許可をすることを求めるものでございます。

柳井教育長 これについて承認いただけます方は挙手をお願いします。
教育委員 =全員挙手=

○報第 6 号 新型コロナウイルスの対策について

柳井教育長 それでは続きまして、報第 6 号新型コロナウイルスについて、事務局よりお願いします。

野村部長 新型コロナウイルス対策につきましては、先日、お休みのところ臨時教育委員会にお集まりいただきましてありがとうございました。内容について、市対策本部会議で報告をしたところでございます。

その後の状況と今後の考え方について、資料に基づいてお話を進めさせていただきたいと思っております。

学校再開についてでございます。先日審議をいただきましたように、4 月 8 日を始業日として再開することといたしております。あわせまして、24 日に国のガイドラインが発出されまして、昨日のところで県の考え方が出されたところでございます。

それらをもとに、益田市教育委員会としての学校運営等のガイドラインと、始業式・入学式等の実施の考え方について、両方（案）でございまして、これらをもとに校長会とこれから詰めてまいりたいと思っております。

ガイドラインのはじめにというところで、現下の状況と国がガイドライン等を発出したことを受けて、益田市においても留意点等を述べております。

まず、感染防止対策について、ご存じのように、国においては 3 つの条件が重複するのが最もいけないのでそれを徹底的に避けてくださいという言い方をしております。1 つは密閉空間、2 つ目は密集状態、3 つ目が近距離による発声というところでございます。

これらを守る対策の基本的なものとして、列記してある対策を講じて学校を運営していこうというところであります。これについては、校内で

の努力はもちろんですが、ご家庭での協力が欠かせないというところもございますので、家庭にも協力を求めるということにしております。

学校が行うこととして、3つの場面を避けましょうということと、換気がある程度ルール化して行いましょう。手洗いをしっかりとするように再度呼びかけましょう。毎日の検温等のチェック、登校後の健康観察をしていきます。そして、37度を超えた場合は直ちに休むということをしていきましょう。そして、せきエチケットを指導していきましょう。給食配膳については席の工夫など配慮をしていきましょう。教室での水拭きをしっかりと行いましょう。そして、最後の2項目、差別や偏見を生む事案もありますので、こういったものについてはしっかりと指導していきますということと、欠席の場合は出席停止の判断をしますということをそこに掲げております。

具体的にもう少し申しますと、物質的な面でマスクも備蓄以外のマスクは手に入りません。そして、消毒液も今は手に入りません。業者にいろいろ問い合わせをしておりますが、見通しがきかないというところが現実でございまして、日々確認はしておりますが、今すぐ買って対策するというのは現実難しい状況であります。学校から依頼があれば、今手元にあります備蓄マスクは出していこうとは考えております。

家庭にお願いすることとしては、検温のチェックをしっかりといただく、そして毎日の健康状態の観察と登校の判断をお願いしたいと思っております。

教育委員会としては、衛生用品の不足等に対してできるだけ対応していきたいと思っておりますし、国、県と連携して進めてまいりたいと思っております。

次に発症時の対応でございます。

今までは市として発症時どのように対応するかという基本的なラインを設けておりませんでした。国のガイドラインである程度詳しく述べられておりましたので、それに準じた対応ということになっております。本人及び濃厚接触者になった場合は基本的には出席停止ということになります。保健所と十分連携を図りながら、市の対策本部、教育委員会、学校、保健所の4者で十分周りの状況を確認しながら進めていくということにしております。

まず、感染者もしくは濃厚接触者に指定された場合はもちろん直ちに出席停止です。

そして、基本的には2週間ということになりますが、これについては科学的な分析が進めばある程度今後は明らかになってくるものもあるのではないかと考えております。

消毒等は保健所の指示に従うということになるかと思っております。

学校の臨時休業をどうするかというところですが、国のガイドラインにつきましては、本人及び濃厚接触の状況をよく確認して、どの程度の活動範囲があるか、それからこの地域の発症の状況がどうであるか、そういったことを全般確認して、学校の全部または一部の臨時休校について判断するというような書き方になっておりますので、それに準じた対応をしていこうと思っております。

具体的に申しますと、例えばこの教室はクラスとしては休業しなければいけないかもしれませんが、隣まではいいかもしれない、もしくは棟が違えば、その棟もしくはそのフロアについて、そういう限定的な考え方も場合によってはあり得るというような状況でございます。今、国のガイドラインがそういう状況でございますので、準じた対応をしていこうというものでございます。

学校の再開に向けては、心身のケア、それから未指導分、未学習部分についてしっかりと指導内容を確認しておりますのでその対応をしていきたいと思っております。

再度申し上げますが、差別事象を生まないように、偏見を生まないようにしっかりと指導してまいりたいと思っております。

その他としまして何点か書いております。

今、該当児童生徒はいないと認識しておりますが、海外渡航者が出てきた場合の対応などは、別途協議してまいりたいと思っております。

3月24日付の国のガイドラインの添付資料や文科省のホームページにいろいろな資料も出ておりますので、そういったものも活用して周知に努めてまいりたいと思っております。

各学校においてはPTA総会等いろいろな行事等も計画しておられることと思いますが、最初に申しました3要件を重複させない取組を依頼してまいりたいと考えております。

修学旅行については、国も、児童生徒の心情を考えると中止は難しいので、延期というような対応も考えてほしいというところがございます。4月、5月の修学旅行は延期を検討せざるを得ないのではないかなと思っておりますが、それ以降につきましてはしっかりと学校と協議してまいります。

その他の大きい行事、運動会なども今後行っていくことがありますが、しっかりと相談して対応したいと思っております。

次の始業式、入学式の対応につきまして、おおむね今お話ししましたことが重なりますが、3つの事項を重複させないという工夫を行った上で、始業式、入学式は検討してほしいと考えているところです。一律に、例えば在校生の出席はやめるというような対応は考えておりません。学校によっては直近の2年生の出席ですとか最上級生の6年生の出席ですとか、い

ろいろな手法を考えていらっしゃると思いますが、在校生については必要最小限の形の出席にしてほしいと考えているところです。

入学時の告示につきましては、卒業式の告示と同様に、式の時間短縮、それとか工夫の一端に資するということもありますので、教育委員さん、私ども教育委員会の職員の出席は行わないと考えております。

そして、今後4月に向かって行う予定があります教育委員会の関連する行事等の中止及び延期を考えていく必要がございますので、皆様とご相談したいと考えております。

6日は桂平小の内覧会を計画しておりました。10日は小中学校校長会にご出席いただこうと思っておりました。そして、4月18日は桂平小の竣工式を計画しておりました。

市の対応としては、今の日本国内の状況及び山口県にも本日の朝の報道を見ますと新たな感染者が発生したというような状況もございますので、なかなか市の対応を緩めるという選択は今はできないと危機管理の担当部局は申しております。そういったことから、なかなか今の状況でこの3つについて行うのは難しいと事務局側としては考えているところでございますが、委員さん方のご意見をいただきたいと思います。説明については以上でございます。

中野委員

まずは、22日の臨時定例教育委員会からタイトな期間の中、ガイドラインまでお示しいただきまして大変ありがとうございました。

お聞きしたいのが、ガイドラインのその他になりますが、今いろいろな大会が県内でもまちまちな状況にあるということを聞いておりますが、教育委員会として、学校の判断ということで委ねてはいますが、何か届け出をするなどそういったことはお考えでしょうか。要は把握するというところの部分だと思っておりますが、その辺りが少し気になります。

それと、海外渡航のこともそうですが、協議はしますが、口頭で終わってしまうということになるのか、きちんと把握するために記録を残しておくなどいろいろあると思います。何が正しいかというのは言えませんが、きちんと把握をしておくという意味合いでひとつの流れを組まれたほうがいいと思いました。

森脇参事

大会等の開催については主催者の判断とすると書かせていただいております。これにつきましては、実際のところ、さまざまな競技団体があります。そこに何日までは大会等を開かないでくださいという申し入れを全て行うというのはなかなか難しいです。4月の大会は行わないという団体もありますが、主催者が開催すると決めた場合は学校等にも案内等が届くかもしれませんので、それを引き続き制限することは難しいと思います。

参加につきましては学校の判断とすると表記をさせていただきましたが、現状、特に中学校の部活動につきましては対外試合等を行わないものとす

るということで4月1日時点を出しております。部活動の再開は4月1日、ただし対外試合等は当面の間は行わないものとする。解禁日を設けるというような表記にもしておりますので、まずはその部分が一つのラインだと思います。

参加は学校の判断にしておりますが、1つは教育委員会の判断として日にちの部分でラインをつくりました。それ以降においても、学校のそれぞれの状況がありますので、校長先生と保護者等でしっかり相談していただき、申し込みはしたけど断るというような意味合いも含めまして、そのような表現をさせていただいております。

それから、海外渡航の児童生徒の部分につきましては、国からのガイドラインがあり、2週間程度は自宅のほうで待機していただくなど細かいところが出ております。学校から教育委員会に報告していただいて、その部分で国の基準に基づきながら相談させていただきたいということで、そのような文言にしております。

丁寧な説明をありがとうございます。

学校と教育委員会との連携というか意識の疎通がよくなっていると感じていますし、学校主体で一生懸命考えておられるということもこちらに伝わってくる、それから市教委の考え方も伝えられているということを感じています。さらにこのことを通して、これからもしっかり協議していくという姿勢を続けていっていただきたいと思います。

先ほどの学校の判断というところですが、校長先生方は本当によく考えておられるというところ、教育委員会は3条件というのをしっかりと踏まえてお伝えすることができればいいと思います。また、地域社会、保護者の方々に学校以上に行政は考えている、あるいは教育委員会は考えているといったところを、何かの折に伝えていく、そうすることで社会全体に正しい判断というものが伝わっていくものと思っておりますので、是非それぞれの分野で伝えていっていただきたいと思います。これに書いてあることはすごくよくまとまって、よく考えておられるように思います。

学校のほうにも学校だより等でももちろんお伝えしていただくことは当然各学校がやられるとは思いますが、市でもホームページに掲示しております。教育委員会のほうにある問い合わせで、学校が言われることが十分伝わっていないと思われるケースもありまして、そういう意味では今はいろいろな情報機器を活用されている親御さんも多いですので、市のホームページ等をしっかり見ていただくことも各学校から伝えていただけると、しっかり伝わるのではなかろうかと思えますし、あわせて市民の方にも教育委員会と学校がどのような考えで益田市の学校再開に向けて考えているのかということを理解していただくという支えになるのではないかと思います。

- 大畑推進監 公民館も同じように集まる方がおられますが、不要不急を気にするところですが、密閉、密着、密集というところの考え方について学校ではこうしているということを踏まえながら、皆さんにこの3つを同時にしないということについての啓発につながることを公民館で行いたいと考えています。
- 舟橋委員 告知端末で3つの要件について中心にして考えているといったところを伝える。一般の方々が判断する上での中心軸といったところを知らせていったほうがいいと思います。
- そういうのも含めて、各種行事について考えていけないと思います。
- 自粛と言いながら、感動したことがあります。ある小学校で来賓などはいない状況での卒業式があり、卒業式が終わったときに外に出たら地域の方々がみんな待っていてお祝いをしてくれたというのを聞き、素晴らしいと思いました。何らかの工夫というのはあるということと思いました。
- 村上委員 数日前までは地域に出ても人の往来があるという印象があって、コロナに関しての気持ちが少し緩みかけているというか、緊張感がなくなってきたかなというのを感じておりましたが、昨日、都知事の発言なども聞きながら、ここら辺はしっかり緊張感を持っていかなければならないということを知りていく必要があると感じました。
- そうした中で、このガイドラインもわかりやすくまとめてありますので、多く周知していただくのと、あと発症時の対応のところでは、学校をどうするのかというところで、保健所や市の対策本部と教育委員会が瞬時に協議をしていくわけですが、できることならそういったときに誰が集まるかといったところをあらかじめ選任しておいて、瞬時に人が集まって対応が図られるような準備を教育委員会としてもしていったほうがいいかと思いました。
- 柳井教育長 それでは、最後のところの各種行事等についてご意見をいただければと思います。事務局の考えをお願いします。
- 野村部長 現在の状況としては、参加しづらいと思っております。
- 桂平小の竣工式につきましては、大変おめでたいことですので、落ちつけば行いたいと思われている地元の方の思いは重々承知しているところですが、今は先が見えませんので、当面のところ4月18日の開催は見送るしかないのではないかと考えております。
- 柳井教育長 校長会のほうはいかがでしょう。
- 森脇参事 4月10日の校長会は、午前中を使って小中学校の校長先生方25名が集まっていたいて開催予定にしておりました。8日に始業式、9日に入學式、そして小中校長会が3日目、午前中いっぱいある、そしてその後、小学校の校長会、中学校の校長会を午後からというようなスケジュールが

組まれております。登校再開の3日目において、1日校長先生が抜けるということは非常に学校にとっても負担感が大きいですし、危機管理の面でも非常に不安定な時期であるということも鑑みまして、できましたら小中校長会は午前中の部分はなくしていくという形で小中校長会の役員の方に提案させていただこうと思っております。

小中校長会の内容につきましては、例年、市長の講話、教育長の講話、そして各課の連絡というような形になっておりましたが、その部分におきましては、施政方針の冊子、それから教育行政の取組方針等も冊子として各学校でしっかり読んでいただくような方法で対応していきたいと考えております。

それから、各課の連絡につきましても、文書配付、それから是非新年度において伝えたいことにつきましては、各学校に電子黒板それからパソコン等もありますので、その電子機器を使いましてライブ配信の形で伝えていくような仕組みを構築したいと考えております。

柳井教育長 それでは、事務局からの意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

この件について、よろしいでしょうか。

教育委員 ＝全員了承＝

○報第7号 益田市立中西小学校の改築について

柳井教育長 それでは続きまして、報第7号益田市立中西小学校の改築について、事務局よりお願いします。

北村主査 益田市立中西小学校の改築について、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

まず、改築を行うに当たってですが、いまだ未耐震の学校施設の早期耐震化に向け、年次的に施設整備を行うこととしています。

次に、改築に向けた状況についてですが、現状の中西小学校の校舎は木造構造で、かつ昭和32年ごろの建設であることから老朽化が著しくて、耐震診断で耐震性がないとの判断から、改築として建てかえることで進めております。

建てかえに向けてですが、校舎敷地については隣接の農地を購入して既に農地転用を終えたところです。現在、開発許可申請の協議を行い、敷地造成に取りかかろうとしております。その後、建築主体工事に取りかかる予定でおります。

新校舎の概要についてですが、鉄骨2階建て瓦葺き校舎棟、平家建ての渡り廊下棟の構成となっています。校舎棟については、中庭を配した回廊式の構成となっており、中庭に面して2階建ての普通教室ゾーン、平家建ての特別教室ゾーンを配置しております。床面積は校舎棟1,534.4

3 平米、渡り廊下に関しては64.29平米を計上しております。

次に、事業に係る予算額についてですが、総事業費7億2,101万6,000円を新年度予算として計上しております。その内訳としましては、1から5で示しているとおりであります。

次に、改築スケジュールについてですが、先ほど説明しました開発協議の進捗状況にもよりますが、現在お示ししているスケジュールについては、造成工事が4月上旬に着工できる想定で令和2年度の校舎建設工事完了を目標に取り組んでいるものであります。内容としましては、令和2年6月までに敷地造成工事の完了、7月から令和3年2月までに外構を含めて校舎建設工事を完了する予定であります。次年度に関しては、旧校舎の解体工事、グラウンド整備工事を行うこととしております。

最後に、平面図及び配置図の説明をさせていただきます。

配置図については、21ページをご参照ください。

校舎の位置と主要動線を示しております。まず、赤い矢印のほうが車両及び自転車進入口になっております。緑色のほうに示してあるのが児童及び来校者の主要動線になります。

次に、平面図に移らせてもらいます。

22ページ、23ページをご参照ください。

まず、1階平面図に関しては、赤線で示したところで、普通教室ゾーンと特別教室ゾーンに分かれます。普通教室ゾーンに関して、南側の大きな青丸のところが主玄関になります。来校者及び児童の玄関になります。その上の小さな青丸の部分に関しては、職員が体育館及びグラウンドへ出るときの通用口になります。特別教室ゾーンに関しては、メディアセンター、多目的室、図工室、家庭科室、理科室、音楽室という並びで配置しております。主に将来的に地域に開放するゾーンという想定の中で、赤丸のところが開放したときの通用口になります。今、管理区分としましては、赤線で区切ったところで上と下の管理区分で構成しております。

主立ったところは以上です。

中野委員

総事業費が7億円を超える規模になっています。私の感覚で言うと、かなり大きな予算であります。その中で、国の補助金なども活用しながら事業組み立てなどもお考えかと思えます。そのあたりの割合というものがわかれば教えていただきたいと思います。

田淵係長

今回の中西小学校につきましては、学校施設の環境改善交付金の不適格改築事業というところの補助金を使わせていただこうと思っております。前年度の段階で県には来年度分の予算要望という形で示しているところで

す。
総事業費7億円に対しまして、環境改善交付金の補助率は、10分の5.5という率がございしますが、これにつきましては配分基礎額というものが

ございます。金額としましては平米単価に施工面積を掛けたものに対しての10分の5.5ということになりますので、最終的にどれぐらいの補助金が入るかは正確にわかりかねますが、今の事業費の6分の1ぐらいの補助になるのではないかと考えております。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件についてよろしいでしょうか。
＝全員了承＝

○報第8号 学校施設の整備状況について

柳井教育長

それでは続きまして、報第8号学校施設の整備状況について、事務局よりお願いします。

田淵係長

今年度実施しました学校施設の整備事業につきまして、空調整備と市内のトイレ改修、また桂平小学校の改築という3つの大きい事業を実施しております。それに対しての現在の整備状況等を説明させていただこうと思います。

まず、1番目、空調整備の設置状況でございます。

小学校44室及び中学校40室の計84室の普通教室に対して、山陰冷暖・浜田電気工事特別共同企業体を請負業者として実施したところでございます。昨年末12月27日のところで請負業者より提案がありました真砂小4室、真砂中4室、美都中5室の計12室、提案されたとおりの設置、試運転完了をしまして確認をしたところでございます。

この資料におきましては2月22日現在の状況になっておりますので、この段階での進捗状況は計画で76%、実際は87.7%ということになっております。随時各学校の検査を実施しているところで、本日のところで全ての学校の検査が終わる予定になっております。新学期におきましては計画していた学校全ての教室について稼働できるよう完了しているという状況です。

次に市内の小中学校のトイレ改修の状況です。

今年度についてはいただきました寄附で事業を実施させていただいたということでお話をさせていただいておりましたが、益田小学校、豊川小学校、西益田小学校、益田東中学校、横田中学校において実施しました。これによりまして、市内の洋便器化率は18%から24.55%という形に上がってきております。

また、西益田小学校と横田中学校については、2、3年間で段階的に寄附で実施していただけたというありがたいお話をいただいているところで

す。
あわせまして、今回3月補正において、文部科学省の環境改善交付金の補正予算がありまして、これにつきましては以前寄附をいただいております

した1,000万円の部分と合わせまして、都茂小、東仙道小の1フロアずつのトイレ改修について前倒しで実施するような形で事業を計上したところです。この事業については、4月以降、実施設計を行い、1フロアずつであります。計画的に行っていきます。来年度以降につきましても、先般お知らせいたしましたトイレ改修の実施計画に基づきまして順次実施していく予定となっております。

最後に、桂平小学校の改築でございます。

桂平小学校の改築につきましては、2月6日の段階で主体の建築工事につきましては完了しているところです。また、現在、建築の給排水設備、電気設備、空調、太陽光、管理業務委託等につきましても完了しております。あわせまして、敷地造成工事につきましても、工事自体は完了しておりますが、実施検査を行っておりませんので、今後検査を実施し引き渡しを受けるところでございますが、外構工事につきましては、造成工事等で時間が長引いており今回予算を繰り越させていただくような形になっております。造成と進入路の舗装の部分につきましては、4月24日の完了を目指しているところです。

卒業式は西南中で行いしましたが、3月24日の学校登校日は新校舎に登校していただきまして、卒業生も一緒に新しい校舎を内覧することができたという話を聞いております。

中野委員

定例教育委員会の中でもトイレ改修について話題が上がり、洋式化とあわせて和式も残すということで、現状取りかえているというところですが、和式のところはそのままなのか、和式も新しいものに交換をするのかというところをお聞かせください。また、トイレの中の手洗い場については、そのままなのか、手洗い場ごとに改修を行っているのかというところをお聞かせください。

北村主査

現在進めております中では、和式については現状のままになっております。ただし、和式トイレもパーティションと床の乾式化というものを行っております。手洗い場に関しましては、現状、今寄附で実施しているところにつきましても、器具が老朽化したものなどについて部分的に取り替えているところです。

中野委員

トイレのにおいについて学校から気になるところだという話を聞いておりますが、今の洋便器化とパーティションの設置でにおいの改善というところはできていないのか、それとも改善できているのかわかればお聞かせください。

北村主査

においの原因になっているのが、衛生陶器会社のレポートによると、タイルの目地及び壁面に付着した臭気が原因になっております。その中で、床に関しては今回乾式、ビニール床になっておりますのでにおいが付着しづらくなっており、臭気がたまりにくくなる構造にはしております。

あと、ほとんどの学校がそうですが、換気扇に関してうまく作動しないところがありますので、今後はそこも含めて臭気対策に取り組んでいきます。

中野委員
舟橋委員

ありがとうございます。

新校舎を早目に使っていただいて、さぞかし保護者の方や子どもたちは喜んでいただいているのではないかと思います。何かができるかもしれないという思いを持って対応されればいろいろなことが少しずつでもできるということを感じました。ありがとうございました。

また洋便器化についても、現場に応じた対応、よりよくなるように最大限やってくださっているということが伝わりました。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件についてよろしいでしょうか。

＝全員了承＝

○報第 9 号 中須東原遺跡・大元古墳の国史跡指定について

柳井教育長

それでは続きまして、報第 9 号中須東原遺跡・大元古墳の国史跡指定について、事務局よりお願いします。

木原課長

資料にありますとおりの経過でございますが、昨年 11 月 15 日に文化財保護審議会から文部科学大臣へ答申をされました、中須東原遺跡の追加の国指定と大元古墳の国指定について、決定し先日 3 月 10 日の官報に掲載されたところでございます。

それぞれの史跡の概要、位置あるいは指定範囲等につきましては、資料をご覧くださいと思います。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件についてよろしいでしょうか。

＝全員了承＝

○報第 10 号 益田市立歴史民俗資料館の検討状況について

柳井教育長

それでは続きまして、報第 10 号益田市立歴史民俗資料館の検討状況について、事務局よりお願いします。

中島係長

歴史民俗資料館につきましては、教育委員会としましては保存したいという方向性を持ちまして、これまで活用にとどまらない新たな資料館にするために取り組んでまいりました。本来ですと、本日この場で昨日の政策調整会議を踏まえた資料館のあり方の最終判断というところで報告をさせていただく予定でしたが、もう少し検討する必要があるということが出てきましたので、そのあたりも含めまして、前回 11 月 27 日の定例教育委員会の報告時以降の検討の経緯、また今後の進め方についてご報告させていただきます。と思っております。

まず、資料館のあり方の検討をするに当たりましては、機能面と建物、この両面から検討を進めてまいりました。11月27日の定例教育委員会では、機能面、活用の部分について地域住民との意見交換、そして協働の実践を積み上げていきたいということをご報告しております。また、建物、ハード面の部分については、登録有形文化財を初めとした建物の価値がどうであるかという調査をしたいというところ、それからシロアリの被害状況を含む老朽化の状況がどういうものか調査したいというところをご報告させてもらっていたところです。

資料にはこれまでの取組状況をまとめておりますので、ご覧いただきたいと思います。詳しくはご説明いたしません、8度にわたりまして地域住民の皆さんとの意見交換を行ってきております。また、地域住民の皆さんとの協働の実践というところでは、3回の予定でしたが、3回目はコロナウイルスの影響で中止となりました。地域住民の皆さんとの協働の実践の概要につきましては、11月の定例教育委員会でもご報告をさせていただいておりますが、本日改めて資料を配付させていただいておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

こうした取組を通しまして、地域住民の皆さんに歴史民俗資料館が自分たちの歴史民俗資料館であるという意識を持っていただくことにつながっているのではないかなと考えております。

続きまして、令和元年度第1回益田市文化財保護審議会の会議録をご覧ください。

この会議の中では、機能面というところについては、調査成果の展示や周知をする場、それから子どもたちへの説明の場を確保することの必要性が述べられております。また、歴史民俗資料館の立地からも、中世益田のセンターバイパス機能を持たせるということも期待をされているところです。いずれにしても、これまでの歴史民俗資料館としての機能にとどまらない、多機能、多面的な活用が可能な施設とする必要があると考えているところです。

次に、建物の部分の検討状況についてご説明いたします。

まず、価値という部分についてですが、米子高専の金澤准教授に依頼しました調査結果報告を添付しております。タイトルが旧美濃郡役所に関する所見というものです。

位置づけというところになりますが、明治から大正期にかけて全国的に500棟を超える郡役所が建築されたと見られるが、現存するものは極端に少なく、30棟に満たないというところでございます。

また、その30棟のうち、山形県には4件6棟、それから島根県には4棟が残存しているというところで、非常に特異な地域であるということが報告されております。

特に旧鹿足郡役所、現在の津和野町役場と旧美濃郡役所、歴史民俗資料館が非常に酷似した庁舎であるということも報告されているところです。こういったことも勘案されまして、ご承知のとおり平成8年に登録有形文化財に登録されたということです。

また、内部の状況についてですが、昭和58年に大きく改修されておりまして、内部の見た目では当時の面影は残っていないという状況です。しかし、今年度実施しました老朽化調査で一部床下と壁面それから天井裏の部分的解体が行われたことによりまして、内部の一部が洋館の内装であったということが判明してきております。登録有形文化財は重要文化財の候補であると考えられますので、こうしたものは可能な限り残すことが望ましいのですが、保存、活用を考える上では、例えば記録を残して将来的に復元が可能な状態とした上で改修等を行っていくという措置をとることも必要ではないかということが述べられております。

続いて、建物の老朽化の状況についてです。

こちらについては詳細な報告がまだですので、概略となりますが、屋根を含む外壁材の部分については全体的に消耗が激しく、取りかえが必要な状態であるという結果が出ております。ただ、心配しておりましたシロアリの被害については思ったほどではなく、土台でありますとか柱などにその痕跡は見られなかったという状況です。

以上のような結果を受けまして、保存の方向性としては、登録有形文化財としての価値はしっかり残しながら、時間的なもの、また財政面の制約も考慮して、活用面であったり長寿命化というところに重きを置いて改修する方向で概算の工事費というものを算出しているところです。

この概算工事費の報告が直前になりましたので、必要な検討をするのに十分な時間はありませんでして、昨日の政策調整会議では検討を見送ったという状況です。今後できるだけ早い段階で資料館のあり方の最終方針を出していきたいと考えておりまして、具体的には4月9日に開催されます政策調整会議で協議を行っていきたいというふうに考えております。

柳井教育長 教育委員 それでは、この件についてよろしいでしょうか。
＝全員了承＝

○報第11号 令和元年度3月益田市一般会計補正予算について

柳井教育長 それでは続きまして、報第11号令和元年度3月益田市一般会計補正予算について、事務局よりお願いします。

野村部長 それでは、3月補正の予算の概要をご説明します。

大きい金額から申し上げますと、先ほど田淵係長から説明しましたが、トイレ改修について、国の交付金事業の追加採択がございましたので、そ

れを前倒しして実施するという事で、全額を繰り越しております。こういったものを含めまして、資料のとおりでございます。大きくは入札減による減額や実績を見込んだ上での減額等が多かったような状況でございます。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件についてよろしいでしょうか。
＝全員了承＝

○報第12号 第539回益田市議会定例会一般質問について

柳井教育長

それでは続きまして、報第12号第539回益田市議会定例会一般質問について、事務局よりお願いします。

野村部長

今回5人の議員さんから質問をいただきました。

まず、三浦議員さんからです。教育の取組方針についてということで、今回、一人一人の伸びを確認するための新しい技法を取り入れますということを書いております。それに関する質問でございました。益田市として授業時間をどのように確保し、児童生徒への向き合い方をどのようにするのかというところを問われました。市長から、本年度につきましては特色ある学校づくりの準備を行っており、そして新たな手法も取り入れる中で益田らしい教育を目指したいということをお答えしております。

そして、新たな年度は雪舟生誕600年というところもございまして、全国的にも有名な人麿と雪舟をさらなる顕彰してはどうかということでございました。今年度、ガーデンツーリズム等も推進するという予定もございますので、日本遺産登録も期待できるところでございます。そういったものを追い風にして取り組みたいというところをお答えしております。

さらに、埼玉方式の学力テストのところをもう少し掘り下げて教育長に対して問われておりまして、これについては細かいところを少しお答えしたところでございます。一人一人の経年の比較ができるようなものを導入することで個別具体なところの取組をしっかりと行っていきたいというところを申し上げました。

次に、高橋議員さんです。

自然環境の保全についてというところで聞かれております。これについては、ふるさと教育を通じて環境教育を進めたらどうかというところでもございました。市はCOOL CHOICE運動というものを進めておりまして、学校現場で例えば食べ残しであるとか電気のスイッチを小まめに消したりという、そういった日常生活に即した部分の教育を進めておりますので、そのようなところもお伝えしながら継続して取り組んでいきます。それに当たっては、民間との連携を十分進めますというところをお答えしました。

次に、河本議員さんについてです。

市有財産の活用についてというところですが、学校跡地の建物等についてどのような考えを持っているかというところでした。ご存じのとおり、旧鎌手中学校など5施設はまだ未利用施設として保有しているところですが、地元の皆さんはどのようにお考えですかというところを投げているのが現状でございますので、今後も地元の皆さんとしっかり話をしていくということをお答えしております。

次に、和田議員さんでございます。

学校施設整備計画について問われております。耐震基準を満たしていない学校が未だあるので、計画的に進めるということを計画作成時にご説明しておりますが、プレハブ等で早く対応してはどうかというようなお考えを述べられました。確かにそういったことも考えられますが、財政面等を考慮した上での計画であるということをご理解いただきたいということと、学校の安全性についてもしっかりと学校と連携して取り組んでいきたいというところを述べております。

次に、安達美津子議員さんでございます。

放課後児童クラブの拡充についてということでございますが、今回の少人数学級編制の見直しに関連する質問でございました。市長はいち早く丸山知事の考えに賛同するということを表明しましたが、現場の教職員の声というものを十分聞いたのかというような内容の問いでございました。市長の答弁といたしましては、教育委員会を通して少人数学級編制が望ましいというところは十分承知した上ではあるが、大局的な判断として丸山知事の考えを理解するというような判断をしたものだとお答えされました。

次に、弥重議員さんでございます。

弥重議員さんからは、協働のまちづくり推進条例というところで、公民館と地域自治組織のあり方というところで問われておりました。今後、地域自主組織を進めていくに当たって、中間支援組織と協働しながら公民館活動や地域自治組織自体の活動も支援していきますというところをお答えにしております。

そして、歴史を活かしたまちづくりについても聞かれております。今後の計画の推進に当たって、予算確保も踏まえてどのように進めていくのかという問いでございました。確かに財政面では厳しいところはございますが、今年度、三宅御土居の土塁跡の樹木の伐採は予定しているところがございます。優先順位を絞り込んで着実な事業推進を図っていくということをお答えしております。

そして、先ほどもありました歴史民俗資料館とガイダンス施設というところです。今後のあり方については、先ほど申しましたように検討しているところがございますので、早目に決着をつけないといけないところでご

ございますが、1点、日本遺産の採否の状況に当たりましてはビジターセンターの機能を持たせたいというところも考えておりますので、そういった検討も進めていくというところをお答えしております。

最後に、日本遺産の意義と認定された場合の効果についてというところですが、確かに日本遺産に認定されますとネームバリューといいますか、そういったものの追い風が生まれますので、ブラッシュアップを図って取り組んでいきたいというところをお答えにしております。

非常に簡単でございましたが、一般質問の概要は以上でございました。

それでは、この件についてよろしいでしょうか。

＝全員了承＝

柳井教育長
教育委員

○報第13号 令和2年度益田市一般会計予算について

柳井教育長 それでは続きまして、報第13号令和2年度益田市一般会計予算について、事務局よりお願いします。

野村部長 益田市の一般会計の歳出予算につきましては、資料のとおりでございまして教育委員会の予算額につきましても割合としたら例年と大体同じぐらいということをご承知おきいただきたいと思います。

教育委員会の新規主要事業でございます。課ごとに少しピックアップをさせていただきました。

教育総務課においては、先ほど説明しました中西小建設、トイレ改修、そして新年度新たに学校施設照明のLED事業にそれぞれ取り組みます。このLED事業につきましては、昨日事業者によるプレゼンが行われました。これによって事業者が決まってまいりますので、令和2年度前半で工事を終えて、順次後半からLEDによる照明を使用することになるかと思えます。

学校教育課においては、学力育成推進事業費というところで、これが埼玉方式の学力テストを用いるところでございます。教師用の指導書等の購入経費と情報教育の対策費がかなり大きいところを占めております。

社会教育課におきましては、未来の担い手育成事業費、これが次世代育成に係るさまざまな活動を実施する財源となっております。社会教育コーディネーター業務委託料もこの中に含まれているところでございます。そして、ひとづくり推進事業費も、益田市の代名詞ともなります益田版カタリバの運営などもこの中の予算から実施していきます。今年は先ほど申しました雪舟生誕600年、そして雪舟の郷記念館の開館30周年の記念の年でございますので、事業を行っていききたいというところで新たな予算を組んでいるところでございます。

文化財課でございますが、歴史を活かしたまちづくり魅力発信・調査研

究事業費、そして国史跡総合整備推進事業費とございます。三宅御土居跡の土塁の整備に取りかかってまいりたいと思っております。

人権・同和教育推進室、これは人権センターでございますが、今年度も小中学や公民館等に人権・同和教育を推進してまいりたいというところで、例年と同額ぐらいの予算で臨んでまいりたいと思っております。

新たなところを中心に説明いたしました。このほかにもたくさんの事業がございます。また折に触れて教育委員会の中でも事業の進捗についてはご説明する場面があるかと思いますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

柳井教育長
教育委員

それでは、この件についてよろしいでしょうか。
＝全員了承＝

柳井教育長

それでは、次回は4月28日の9時30分から定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは以上で定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

＝終了時間 11時25分＝